

別表（第6条関係）

日中一時支援事業地域区分別報酬単価

平成30年4月1日適用

区分		市町名 利用時間	地域区分別報酬単価（円）				(参考) 1単位 の単価 10.00
			大阪市	堺市 高石市	泉大津市 和泉市 忠岡町 岸和田市 貝塚市 泉佐野市	泉南市 阪南市 熊取町 田尻町 岬町	
18才 以上	区分 1	4時間以下	1,340	1,300	1,270	1,230	
		4時間超～8時間以下	2,700	2,610	2,550	2,470	
		8時間超	4,050	3,920	3,830	3,700	
	区分 2	4時間以下	1,340	1,300	1,270	1,230	
		4時間超～8時間以下	2,700	2,610	2,550	2,470	
		8時間超	4,050	3,920	3,830	3,700	
	区分 3	4時間以下	1,540	1,490	1,460	1,410	
		4時間超～8時間以下	3,090	2,980	2,920	2,820	
		8時間超	4,630	4,480	4,380	4,230	
	区分 4	4時間以下	1,720	1,660	1,620	1,570	
		4時間超～8時間以下	3,440	3,320	3,250	3,140	
		8時間超	5,160	4,990	4,870	4,710	
	区分 5	4時間以下	2,080	2,010	1,960	1,900	
		4時間超～8時間以下	4,160	4,020	3,930	3,800	
		8時間超	6,240	6,040	5,900	5,700	
	区分 6	4時間以下	2,450	2,370	2,320	2,240	
		4時間超～8時間以下	4,910	4,740	4,640	4,480	
		8時間超	7,360	7,120	6,960	6,720	
	18才 未満	区分 1	4時間以下	1,340	1,300	1,270	1,230
			4時間超～8時間以下	2,700	2,610	2,550	2,470
			8時間超	4,050	3,920	3,830	3,700
		区分 2	4時間以下	1,630	1,570	1,540	1,490
			4時間超～8時間以下	3,260	3,150	3,080	2,980
			8時間超	4,890	4,730	4,630	4,470
区分 3		4時間以下	2,080	2,010	1,960	1,900	
		4時間超～8時間以下	4,160	4,020	3,930	3,800	
		8時間超	6,240	6,040	5,900	5,700	
低所得食事提供加算			320	310	310	300	

注 1 地域区分別報酬単価は厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 30 年厚生労働省告示第 85 号）での短期入所に係る事業者の所在地に応じた地域区分を指す。

なお、この表に記載がない地域にある事業所の場合は、「（参考）一単位の単価 10.00 ×当該地域区分の一単位単価」を報酬単価とする。

注 2 低所得食事提供加算は、次の世帯に属する方を対象とする。

① 生活保護世帯

② 市町村民税非課税世帯